

## 本計画での用語の内容

用 語	内 容
子ども	0歳から概ね18歳までの者
保育所等	保育所及び認定こども園
学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
高等学校等	県立高等学校及び県立中等教育学校
学校等	保育所等及び学校
県立図書館	神奈川県立図書館
県立の図書館	神奈川県立図書館及び神奈川県立川崎図書館
市町村図書館	市町村が設置した図書館(公民館図書室を含む)
公立図書館	県立の図書館及び市町村図書館
学校図書館	学校に設置されている図書館
学校図書館ボランティア	学校の読書活動にかかわるボランティア
読書ボランティア	地域の読書活動や市町村図書館にかかわるボランティア及び学校図書館ボランティア
司書教諭	所定の機関で司書教諭講習を受講し、学校図書館の管理や読書指導などを行う教諭または総括教諭
学校司書	司書資格をもち、学校図書館にかかわる業務を担当する職員(学校図書館司書)
学校図書館担当職員	司書資格をもたず、学校図書館にかかわる業務を担当する職員
児童サービス	図書館における子ども向けサービスの総称

